



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.1
事例1

調剤

分包紙の印字が一因となった服用間違い



事例

【事例の詳細】

往診した医師から患者にシタフロキサシン錠50mg「サワイ」1回2錠 1日1回 朝食後10日分が処方され、錠剤を粉砕するよう指示があった。処方箋を応需した薬剤師は指示通りに薬剤を粉砕して1包に1回量(2錠)を分包した。分包紙には「シタフロキサシン錠50mg 朝食後」と印字し、薬袋には「1回1包」と記載した。薬剤を受け取りに来た家族Xに1日1回1包ずつ服用するよう説明して交付した。一方、往診時に医師からシタフロキサシン錠を1回に100mg服用させるよう指示された家族Yは、分包紙の印字を見て1包にシタフロキサシン錠50mg1錠が入っていると思い、患者に1回に2包を服用させた。後日、家族Yから薬剤が足りないと言局に電話があり、服薬状況を確認したところ、患者は1回2包を服用していたことが判明した。

【背景・要因】

家族Xが薬剤を受け取り、家族Yが患者に服用させた。家族Xは、薬剤師から説明された内容を家族Yに伝えなかった。薬剤師は、家族Yがシタフロキサシン錠を1回に100mgずつ患者に服用させるよう医師から指示されていたことを知らなかった。

【薬局から報告された改善策】

錠剤を粉砕する際、分包紙の印字を用法のみにするか、あるいは薬剤名も併せて印字するかは患者の状況に応じて判断する。薬剤名を分包紙に印字する場合は1包あたりの錠数も併せて印字する手順とし、薬局のスタッフに周知した。



その他の情報

本事例における分包紙の印字と薬袋の表記

処方内容	分包紙の印字	薬袋の表記
シタフロキサシン錠50mg 1回2錠 1日1回 朝食後	シタフロキサシン錠50mg 朝食後	1回1包



事例のポイント

- 本事例は、患者の家族が分包紙の印字をみて、処方された用量の2倍の薬剤を患者に服用させた事例である。
- 薬剤を粉砕して交付した場合、患者や家族などは分包された薬剤やその量を目視で確認することが難しいため、分包紙に印字する内容は重要である。
- 本事例の改善策には、錠剤を粉砕する際は、分包紙の印字を用法のみにするか、薬剤名も印字するかは患者の状況に応じて判断すると記載されている。本来は、分包紙内の薬剤の薬剤名、錠数、服用時点などの情報を印字することが望ましいが、分包紙に印字できる文字数は限られているため、処方内容や患者の服用・生活状況を考慮したうえで印字内容を選択する必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281 (直通) FAX：03-5217-0253 (直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.1
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

併用禁忌



事例

【事例の詳細】

発熱外来を受診して新型コロナウイルス感染症と診断された患者に、ゾコーバ錠125mgが処方された。薬剤師が患者のお薬手帳を確認したところ、他院の循環器科から複数の薬剤が処方されており、ゾコーバ錠125mgと併用禁忌であるエプレレノン錠50mgを服用していることがわかった。薬剤師が疑義照会を行ったところ、ゾコーバ錠125mgがラゲブリオカプセル200mgに変更となった。

【推定される要因】

発熱外来がひっ迫している状況であり、処方医は患者の併用薬を十分に確認できなかったと推察される。

【薬局での取り組み】

ゾコーバ錠125mgの併用禁忌薬について一覧表を作成し、ゾコーバ錠125mgが処方された際の確認漏れを防ぐ。



その他の情報

ゾコーバ錠125mgの添付文書 2024年12月 改訂（第18版）（一部抜粋）

10.相互作用

10.1 併用禁忌（併用しないこと）

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
エプレレノン（セララ）	エプレレノンの血中濃度上昇により、血清カリウム値の上昇を誘発するおそれがある。	本剤のCYP3Aに対する阻害作用により、これらの薬剤の代謝が阻害される。



事例のポイント

- ゾコーバ錠125mgには併用禁忌の薬剤が多数存在する。ゾコーバ錠125mgが処方された際に、併用禁忌を見逃さないために、併用禁忌薬の一覧表や、製薬企業が提供する薬物相互作用検索ツール^{*}などを活用することは有用である。

※薬物相互作用検索ツール「ゾコーバ」塩野義製薬 医療関係者向け情報
(参照2024年11月13日)

- 発熱外来は通常の診療環境と異なる点が多く、医師の負担は大きい。薬剤師が患者の使用・服用するすべての薬剤を把握し、併用禁忌に該当する薬剤がないか確認することは重要である。
- 本事業の第30回報告書（2024年3月公表）では、「経口新型コロナウイルス感染症治療薬に関する事例」を取り上げ、ゾコーバ錠125mgなどの事例について分析を行った。疑義照会や処方医への情報提供に関する事例では併用禁忌、投与量、用法、病態禁忌に関する事例を分析し、処方監査時に確認すべき事項や主な事例を紹介している。

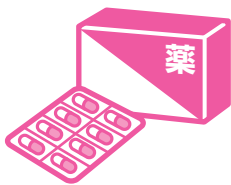
[経口新型コロナウイルス感染症治療薬に関する事例](#)



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.1
事例3

一般用医薬品等

受診勧奨



事例

【事例の詳細】

40歳代の女性が来局し、ドルマイシン軟膏（第2類医薬品）の購入を希望した。薬剤師が症状を確認したところ、足に靴擦れができていたとのことだった。本人の許可を得て患部を確認すると、両足の靴擦れは潰瘍となっていた。薬剤師は、女性から糖尿病の治療中であることを聴取したため、糖尿病性足病変を疑い、糖尿病患者におけるフットケアの重要性を説明し、皮膚科への受診を勧めた。その後、女性が皮膚科を受診したところ治療が開始された。

【背景・要因】

購入希望者は糖尿病の治療中であったが、フットケアの重要性を理解しておらず、自己判断で市販薬を購入して対処しようとしていた。

【薬局から報告された改善策】

糖尿病患者が適切な治療を受けられるよう、糖尿病患者へ薬剤を交付する時に、薬剤の説明だけでなく、体調管理における注意点についても継続的に伝えておく。



その他の情報

糖尿病診療ガイドライン2024*

11章 糖尿病性足病変（一部抜粋）

Q11-1 糖尿病性足病変とは何か？

【ポイント】

- 糖尿病性足病変は“神経障害や末梢動脈疾患と関連して糖尿病患者の下肢に生じる感染、潰瘍、足組織の破壊性病変”と定義される。
- 糖尿病性足病変は神経障害による感覚鈍麻、足の変形、皮膚の乾燥・角化、末梢動脈疾患による血流低下に外因が加わり発症する。足病変は感染を伴うと重症化し下肢切断につながり、さらに生命予後を損なう。

※一般社団法人 日本糖尿病学会（参照2024年11月13日）



事例のポイント

- 糖尿病性足病変は、医師による治療が必要であり、患者が自己判断で市販薬による対処を行ったり、そのまま放置したりした場合、重症化する恐れがある。薬局で足病変のケアに関する医薬品の購入相談を受けた場合は、患者の現病歴を確認することが薬剤師の役割として重要である。
- 糖尿病を治療している患者が足病変を発症した場合は、糖尿病の治療を担当している医師に皮膚の状態を診察してもらい、必要に応じて皮膚科などの専門医を紹介してもらうよう、患者に説明する必要がある。また、状況に応じて薬剤師から糖尿病の治療を担当している医師へ情報提供を行うことが望ましい。
- 糖尿病患者が合併症のひとつである糖尿病性足病変に対する適切な治療を受けられるように、薬剤師は、糖尿病治療薬を交付する際に、患者にフットケアの重要性を説明し、下肢に異常があれば医師や薬剤師に相談するよう指導することが、早期発見や対策に有用である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。